



2024 年 11 月 25 日

各 位

株式会社 鳥取銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて、以下の通り対応いたしますので、お知らせします。

政府は、2026 年度末までに紙の手形・小切手を廃止し、全面的に電子化することを目指しており、これを受けて全国銀行協会においても「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みが進められています。

こうした背景を受け、当行では、新たに 2027 年 4 月 1 日以降を支払期日とする取立受付を終了し、でんさい（電子記録債権）や法人インターネットバンキングなどの電子的決済サービスへの移行をサポートしていくことで、お取引先のデジタル化・効率化に向けた取組みを支援してまいります。

記

1. 2027 年 4 月 1 日以降を支払期日とする取立受付の停止について

当行では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、2024 年 4 月 1 日より当座預金の新規口座開設を停止※させていただいておりますが、この取組みに加えて、2025 年 3 月 3 日（月）より、2027 年 4 月以降を期日とする手形や小切手（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、期日管理が必要な代金取立の受付を終了いたします。

該当の手形等をお持ちのお客さまで、代金取立を希望される場合は、2025 年 2 月 28 日（金）までにお取引店にお持ち込みください。

また、2025 年 3 月 3 日（月）以降に、2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手等を受け取られた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただきますようお願いいたします。

※2024 年 3 月 31 日までに開設された当座預金は 2024 年 4 月 1 日以降も引き続きご利用いただけます

2. 代替手段のご案内および移行への支援について

でんさいは、手形に代わる電子記録債権で、印紙税や郵送料等の削減につながるコスト削減効果、事務負担の軽減、盗難・紛失リスクの低減、資金繰りの円滑化など、お客さまの業務を効率化するさまざまなメリットがあります。

当行では、でんさいネットに関する情報提供や、導入サポートの充実を図っております。でんさいネットの導入をご検討の方は、営業担当者もしくは最寄りの営業店までご相談ください。

- でんさいネットの詳細については[こちら](#)をご確認ください。
- 法人インターネットバンキングの詳細については[こちら](#)をご確認ください。

以上

《 本件に関するお問い合わせ 》
事務統括部（佐貴） 経営統括部（片寄）
TEL 0857（37）0342・0260